

所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第1項に規定する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが行う事業について、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の総合的かつ専門的な相談支援の実施に関する事</li> <li>②障害者に係る地域における相談支援体制の強化に関する事</li> <li>③障害者の地域移行及び地域定着の促進に関する事</li> <li>④障害者の権利擁護及び虐待防止に関する事</li> <li>⑤東大和市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱で規定する事業の実施に関する事</li> <li>⑥前各号に掲げるもののほか、法第77条の2第1項に規定する事業及び業務に付随すること</li> </ul> </li> <li>・事業の委託及び設置の届出</li> <li>・コーディネーターの配置</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点事業を一体的に行うことで、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるような体制を整えることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年3月 東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針策定</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。